

医療法人羊蹄会デイケアセンターしらゆりの里北名古屋

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション事業所) 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人羊蹄会が開設する指定通所リハビリテーション事業所デイケアセンターしらゆりの里北名古屋(以下「事業所」という。)が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 デイケアセンターしらゆりの里北名古屋
- ② 所在地 愛知県北名古屋市熊之庄宮地97番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤、医師と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

1 単位目

- ② 従業者

医師 1名(常勤1名管理者と兼務)

理学療法士 13名(常勤兼務)

作業療法士 2名(常勤兼務)

看護職員 2名(常勤兼務1名、非常勤兼務1名)

介護職員 14名(常勤専従1名、常勤兼務11名、非常勤専従2名)

2 単位目

② 従業者

医師 1名(常勤1名管理者と兼務)

理学療法士 13名(常勤兼務)

作業療法士 2名(常勤兼務)

看護職員 2名(常勤兼務1名、非常勤兼務1名)

介護職員 11名(常勤兼務11名)

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日～土曜日・祝日含めて営業とする。12月31日から1月3日、その他法人が定めた日を除く。

② 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

③ サービス提供時間

① 1単位目 午前9時45分から午後4時00分までとする。

② 2単位目 午前8時45分から午後4時30分までの内3時間以上4時間未満までとする。

(通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

① 1単位目 56名

② 2単位目 10名

③ (通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第7条

1 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上

の額に、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 機能訓練
- ② 入浴(一般浴、特殊浴)
- ③ 食事の提供
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎
- ⑥ 栄養マネジメント・栄養改善
- ⑦ リハビリマネジメント(介護給付)
- ⑧ 運動器機能向上(介護予防)
- ⑨ 口腔機能向上(介護予防)

2 食費は696円、おやつ費用101円を徴収する。

3 日常生活において通常必要となる費用、おむつ代、レクリエーションにかかわる費用等で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、北名古屋市、岩倉市、小牧市(藤島、小木、新小木、小木西、小木東、小木南、下小針、多気北町、多気南町、多気西町、多気中町、三ツ渚、舟津)、豊山町、名古屋市北区の一部(大我麻町、会所町、喜惣治、楠町、南味鋤、苗田町、西味鋤、如意、若鶴町)、西区の一部(赤城町、あし原町、市場木町、浮野町、円明町、歌里町、大野木町、上小田井、上橋町、貴生町、木前町、清里町、城町、砂原町、玉池町、十方町、長先町、中沼町、西原町、野南町、花原町、比良、平出町、平中町、二方町、枇杷島、宝池町、南川町、山田町、中小田井)の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ④ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(虐待の防止のための処置に関する事項)

第10条 指定通所リハビリテーション事業所は、虐待の発生又は再発を防止するため、次のとおり措置を講ずるものとする。

- 1 事業所における虐待の防止対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を年に1回以上実施すること。
- 4 前3、に掲げる処置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用研修 採用後3カ月以内
 - ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人羊蹄会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

この規定は、平成21年9月1日から施行する。

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、平成26年5月1日から施行する。

この規定は、平成26年12月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成28年1月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年12月1日から施行する。

この規定は、令和1年10月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年10月1日から施行する。

この規定は、令和6年3月21日から施行する。

この規定は、令和6年6月1日から施行する。

この規定は、令和7年1月1日から施行する。

この規定は、令和7年2月1日から施行する。